

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	18 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年12月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年12月から38年3月まで
② 昭和44年1月から46年3月まで
③ 平成14年10月及び同年11月

私の申立期間①及び②の国民年金保険料については、私の母親が父親の保険料と一緒に納付してくれていたのに、申立期間①は未納、申立期間②は申請免除の記録となっているが、父親はいずれも納付済みの記録となっている。また、母親が亡くなったころからは、自身で保険料を納付するようになったが、申立期間③が未納となっている。

それぞれの申立期間について、納付済みの記録になっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立人の父親の国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、申立人の国民年金手帳は昭和38年4月17日に発行されていることが確認でき、このころに、申立人の国民年金の加入手続が行われたことがうかがえ、申立人が所持する国民年金保険料の領収証書によると、40年1月から同年3月までの保険料を過年度納付で納付していることが確認できることから、申立期間①の保険料についても、申立人の母親が過年度納付で納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立期間②については、社会保険庁の記録によると、申立期間②を含む昭和44年1月から平成11年3月（約30年間）まで、国民年金保険料の申請免除の手続を行い、同期間の免除が承認されていることが確認できることか

ら、申立期間②に係る国民年金保険料の申請免除の手続を行いながら、当該期間の国民年金保険料を集金人が収納していたとまでは推認できず、申立期間②の保険料を申立人の母親が納付したとは考え難い。

また、申立期間③については、申立人は納付した金額の記憶が無いとしている上、平成14年度から国民年金保険料の収納が国に一元化され、同年度以降、収納事務の電子化が一層促進され、記録管理の強化が図られていることから、申立人の納付記録の管理においても、行政側に記録漏れや記録誤りがあったとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年12月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から61年3月まで

私の妻は、社会保険の重要性と国民年金は加入しなければいけないものという認識があったので、国民年金と国民健康保険の届出及び保険料の納付は、夫婦共にしっかり行っていたのに、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、昭和60年7月から61年3月までの期間の納付記録が無いことが分かった。

また、妻の年金記録は、申請免除をしていないはずの昭和61年1月から3月までの期間が免除期間となっているなど、社会保険事務所の記録がおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和60年7月から同年12月までについては、申立人は、会社を退職した直後に申立人の妻が国民年金及び国民健康保険の手続を行い、申立人が自らの会社を開業した61年4月に申立人の妻が申請免除の手続を行ったとしているところ、市によると、国民健康保険の加入は60年9月となっており、61年1月に夫婦一緒に申請免除を行っていることが確認でき、申立人の妻の記憶とおおむね一致する。

また、申立人の妻は、社会保険の重要性と国民年金は加入しなければいけないものという認識があったとしており、社会保険庁の記録によると、申立人の妻は、申立人と同じ申立期間を除く国民年金被保険者期間に保険料の未納は無いことから、納付意識の高い申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和61年1月から同年3月までについては、社会保険庁の記録によると、平成20年5月28日に、これまで未納とされていた記録から免除の記録に訂正されており、社会保険庁の記録の管理が適正であったとは言えないものの、当該期間に係る保険料の納付期限は昭和61年4月末であるため、61年4月に保険料の免除申請を行ったとしている申立人の妻が、この期間の保険料を納付していたとまでは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年12月から46年3月まで
② 昭和60年7月から61年3月まで

私は、社会保険の重要性と国民年金は加入しなければいけないものという認識があったので、国民年金と国民健康保険の届出及び納付はしっかり行っていたのに、平成19年に社会保険事務所で確認したところ、昭和45年12月から46年3月までと60年7月から61年3月までの期間の納付記録が無いことが分かった。

また、社会保険事務所の記録は、申請免除をしていないはずの昭和61年1月から3月までの期間が免除期間となっているなど、平成19年4月12日付けで社会保険事務所から送付されたはがきを見ても明らかに年金記録が異なっていておかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和60年7月から同年12月までについて、夫が会社を退職した直後に申立人が国民年金及び国民健康保険の手続を行い、夫が会社を開業した61年4月に申立人が申請免除の手続を行ったとしているところ、市によると、国民健康保険の加入は60年9月となっており、61年1月から夫婦一緒に申請免除を行っていることが確認でき、申立人の記憶とおおむね一致する。

また、申立人は、社会保険の重要性と国民年金は加入しなければいけないものという認識があったとしており、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間②を除く国民年金被保険者期間に保険料の未納は無く、当該期間の国民

年金保険料を納付していたと考えることも不自然ではない。

一方、申立期間②のうち、昭和61年1月から同年3月までについては、社会保険庁の記録によると、平成20年5月28日に、これまで未納とされていた記録から免除の記録に訂正されており、社会保険庁の記録の管理が適正であったとは言えないものの、当該期間に係る保険料の納付期限は昭和61年4月末であるため、61年4月に保険料の免除申請を行ったとしている申立人が、この期間の保険料を納付していたとまでは考え難い。

また、申立期間①について、申立人は、会社を退職後に市役所で国民年金の加入手続きを行い、送付されてきた納付書で保険料を納付したとしているが、市役所によると、当時、保険料の収納方法は集金人による印紙検認方式であったとしており、申立人の記憶と相違している上に、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年7月3日に払い出されており、それ以前に別の手帳記号番号の払出しは確認できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から45年3月まで

私は、父親から「20歳になったので国民年金を支払う。今は支払っておくが、自分で払うのが本当だ。収入を得るようになるまでは払ってやるので後は自分でするように。」と言われた。

しかし、社会保険庁の記録を確認すると、家族の年金記録は確認できるのに、私の記録が無いのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、父親が家族4人分の国民年金保険料を納付していたとしており、社会保険庁の記録によると、申立人の兄の1か月の未納期間を除き、家族の国民年金被保険者期間の保険料はすべて納付されていることが確認できることから、申立人の父親の納付意識の高さがうかがえるとともに、申立人及びその母親は、「父親は支払うことが必要なものはしっかりと支払うような厳格な人であり、申立人の保険料のみを納付していないとは考えられない。」としていることから、申立人の主張に信ぴょう性がうかがえる。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年4月10日に払い出されていることが確認でき、市によると、当時、市役所において過年度納付書を発行することは可能であったとしていることから、納付意識が高い申立人の父親が国民年金保険料を過年度納付していたと考えても不自然ではない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和43年7月から44年3月までの期間については、市及び社会保険事務所の記録によると、申立人は、20歳に到達し

た昭和 43 年*月までさかのぼって強制加入被保険者の資格を取得していることが確認できるものの、申立人は、当該期間には短大に在籍していたとしている上、申立人の父親は、申立人の兄について、4 年制大学の在学中の 20 歳到達時には国民年金に任意加入していないことから、妹である申立人についてのみ、申立人の主張どおり、在学中の 20 歳到達時までさかのぼって国民年金保険料を納付していたとまでは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から40年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、当該期間のうち、厚生年金保険被保険者期間を除く37年4月から40年9月までの期間について、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年3月まで

私の国民年金については、まだ私がA町にいる時に、母親が加入手続きを行ってくれた上で、国民年金保険料を納付してくれていた。昭和37年3月に会社を退職後、私は親戚に当たる上司の元で働くようになり、同年か38年の夏ごろから、私の給料から国民年金保険料を天引きしてもらい、上司の妻がB市で私に代わって国民年金保険料を納付してくれていたのに、その記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人及びその兄の国民年金保険料を納付していたとしているところ、社会保険庁の記録によると、申立期間当時の兄の保険料はすべて納付済みであることが確認でき、申立人及びその兄の保険料を納付していたとする申立人の母親の納付意識の高さがうかがえる。

また、社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人及びその兄については、A町において、共に昭和35年10月30日に資格取得が行われた上で、連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、同町が管理する申立人の国民年金被保険者名簿を見ると、検認記録欄の昭和36年度から39年度にかけて、国民年金保険料の納付があったことをうかがわせる「マル納」及び「検認台紙切離し」のゴム印を確認できる。

さらに、申立人の兄によると、「時期の特定はできないが、母は私と弟の国民年金保険料を一緒に納付していた。」と証言している。

これらのことから、納付意識の高い申立人の母親が、申立期間のうち、A町で納付が可能であった昭和36年4月から40年9月までの国民年金保険料を納付していたものと考えられる。

しかしながら、当該期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの期間については、申立人は厚生年金保険の被保険者であり、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことが明らかであるから、年金記録の訂正を行うことはできない。

一方、申立人の戸籍の附票によると、申立人は、昭和40年11月に、B市に住民票を異動していることが確認できることから、申立人の母親がA町で同年10月から同年12月までの国民年金保険料（納期は41年1月）を納付することが困難であったことがうかがえ、40年10月以降の申立人の国民年金保険料については、申立人の母親がA町で納付したとは考え難い。

また、申立人は、昭和37年か38年の夏ごろから、親戚に当たる親方に、給与から天引きしてもらった上で、親方の妻がB市で申立人の国民年金保険料を納付していたとしているが、そのころ、申立人の住民票はA町にあったことが確認でき、制度上、B市で国民年金の加入手続を行うことは困難であったことがうかがえる。

さらに、申立人は、A町で作成された国民年金手帳を母親から引き継いだ記憶は無く、申立期間当時、B市では上記と別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情もうかがえない。

加えて、申立人は、B市で申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（給与明細書、確定申告書等）は無く、ほかに同市で保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から40年9月までの国民年金保険料については、国民年金被保険者とはなり得ない厚生年金保険被保険者期間も含めて、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月及び同年2月の国民年金の定額保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月及び同年2月

私は、パート先に出入りしていた郵便局員と夫に勧められ、それまで国民年金に無関心であったが、家計のやりくりをすれば保険料を納付できると考え、昭和57年12月に国民年金に加入した。しかし、その後、子供の教育費が予想以上にかさむことがわかり、私の国民年金保険料よりも子供のことと考え、やむを得ず、国民年金の喪失手続を行った。

ところが、58歳の時に社会保険庁からの通知で1か月分だけしか納付記録が無いのを知られた。私は、喪失届を出すまでの期間の保険料は間違い無く納付しており、納付期間が1か月だけということは絶対に無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年12月に国民年金に任意加入し、国民年金保険被保険者資格の喪失届を提出するまでの申立期間について、国民年金保険料と付加保険料を納付し、納付期間が1か月だけということは絶対に無いと主張しているところ、申立人の国民年金被保険者原票によると、申立人は同年12月に国民年金に任意加入し、同時に付加保険料の納付申出を行い、その後、58年3月に資格喪失した旨記録されていることが確認できる上、申立期間は資格喪失手続を行う前の期間の2か月間と短期間であり、任意加入して保険料納付を開始しながら当該期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金の定額保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年3月まで

私は、夫の転勤で、A市に転入し、昭和51年4月ごろに自宅を訪れた集金人さんから国民年金の大切さを教えられたため、国民年金に任意加入し、保険料の納付を始めた。しかし、社会保険庁から届いた私の年金記録では、任意加入した直後の申立期間が未納となっている。申立期間について国民年金保険料を納付していたことは間違い無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、昭和51年4月ごろに自宅を訪れた集金人から国民年金の大切さを教えられたため、国民年金に任意加入し、保険料の納付を始めたとしているところ、申立人の国民年金被保険者原票及び申立人が所持している国民年金手帳によると、申立人は、同年4月12日に国民年金に任意加入した旨記録されていることが確認できる上、申立期間は任意加入手続を行った直後の12か月間と比較的短期間であり、任意加入しながら未納とすることは不自然である。

さらに、申立人は、その夫の転勤に伴い夫婦が別居生活を送っていた昭和51年10月及び同年11月に夫に宛てた私信を保管しており、当該私信に記載された当月分の家計の収支報告によると、10月分の「積立、保険、年金」の項目には3万4,754円、11月分の同項目には3万554円と記載されているところ、その差額である4,200円は、当時のA市における納付単位月数である3か月分の国民年金保険料額と一致しており、10月に3か月分の国民年金保険

料が納付されたと考えるのが自然であり、申立人の主張の信憑^{びよう}性は高い。

加えて、申立人は、申立期間の保険料を集金人に納付していたと主張しているところ、A市によると、国民年金推進員制度は昭和54年3月まで実施されていたとしており、申立内容と一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を昭和33年5月1日、同喪失日に係る記録を35年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、33年5月から34年9月までは4,000円、同年10月から35年3月までは5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月1日から35年4月1日まで

私は、昭和33年5月1日から35年4月1日までの間、A社に勤務したが、社会保険庁の記録によると、同時期に同様の業務に従事していた同僚の加入記録はあるものの、私の申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の元同僚二人によると、申立人が同社で勤務していたと証言しており、申立人が記憶する申立期間当時の業務内容、取引先及び元同僚の氏名等の申立内容について、元同僚の証言とも一致することから、申立人は、申立期間について同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同年代の当該元同僚によると、i)申立人と同時期に入社し、同様の業務に従事していたこと、ii) A社の工場の2階に一緒に住み込みで勤務しており、手取り額はほぼ同額であったと記憶していることから、申立人も同様に厚生年金保険に加入していたはずであるとしており、その当該元同僚の同社に係る厚生年金保険の加入記録は確認できる。

さらに、申立人及び元同僚が証言した当時の当該事業所の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと

考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社において申立人と同年齢で同時期に入社し、同様の業務に従事していたとする元同僚の標準報酬月額の記録から、昭和33年5月から34年9月までは4,000円、同年10月から35年3月までは5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に全喪し、当時の事業主も亡くなっていることから不明であるものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難い。このため、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年5月から35年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年4月1日から同年5月23日までの期間について、船員保険被保険者であったことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、資格喪失日（同年4月1日）及び資格取得日（同年5月23日）に係る記録を取り消し、同年4月の標準報酬月額を150円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年6月19日から20年4月1日まで
② 昭和20年4月1日から21年3月31日まで
③ 昭和21年4月1日から同年5月23日まで
④ 昭和23年10月1日から同年12月9日まで
⑤ 昭和32年4月から33年11月まで
⑥ 昭和55年3月21日から56年9月18日まで

昭和19年6月19日から23年12月9日まで、A社で船員保険に加入していた。また、19年6月19日から21年3月31日までは、戦時加算があるはずである。

また、昭和32年4月から33年11月まではB社に勤務し、C社（現在は、D社）に入社したのは55年3月21日であり、ずっと厚生年金保険に加入していた。年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、申立人が保管している船員手帳によれば、申立人は、病気のため昭和21年3月23日にE丸を下船していることが確認でき、A社が保管する船員個人台帳においても、当該船舶の下船日が同年3月24日と記載されていることが確認できるものの、同社が保管する船員保険台帳には、病気下船を理由とした船員保険の被保険者資格喪失に係る記載は確認できない。

一方、社会保険業務センターの回答によれば、申立人の船員保険に係る記

録は、同センターに保管されている厚生年金保険被保険者台帳に記載されている「船舶所有者はF社」、「船舶名は不明」、「期間は昭和21年10月1日から23年10月1日」のみであったところ、申立人からの船員保険被保険者期間確認の請求により、平成12年9月26日付けで、A社から提出された申立人に係る在籍証明書、船員個人台帳及び船員保険台帳に基づき、申立人の船員保険被保険者期間を、昭和20年4月1日から21年4月1日までの期間及び同年5月23日から23年10月1日までの期間としたものであるとしている。

また、社会保険業務センターの上記回答に対する申立人からの問い合わせに対し、同センターは、平成12年12月26日付けで「A社保有の船員保険台帳では、申立人は昭和20年4月1日に資格取得しており、その後、資格喪失日の記載が無いまま21年5月23日に再取得となっているため、それ以前に資格喪失していることが推定されるが、再取得年月日まで引き続き被保険者であったことの確認ができない。したがって、当該船員保険台帳において、確認できる最終年月日が同年4月1日の月額変更のため、その年月日をもって資格喪失年月日としたものである。なお、当該船員保険台帳では、予備船員であり、かつ、船員保険の被保険者であったことの確認ができない。」と回答している。

しかしながら、A社が保管する船員個人台帳では、申立人が病気下船した旨の記載があるのみで、同社は申立期間③においても申立人が在籍していたことを認めていることから、予備船員として船員保険被保険者資格を有していたことがうかがえる上、申立人は、当該期間もA社から給料をもらっていたと主張しており、同社が保管する船員保険台帳に資格喪失日に係る記載が無いことをもって、月額変更日である昭和21年4月1日を資格喪失日とする社会保険業務センターの処理が合理的であるとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③について、船員保険被保険者であったことが認められる。

また、昭和21年4月の標準報酬月額については、A社が保管する船員保険台帳に記載されている同年4月1日の標準報酬月額から、150円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①については、A社が保管する船員個人台帳によると、申立人が昭和19年6月19日に同社に入社したことは確認できるものの、同台帳には乗船した船舶の名前が記載されておらず、同社が保管する船員保険台帳にも当該期間についての記載が何も無いため、申立人が船員保険被保険者として、給与から保険料を控除されていたとは考え難い。

また、申立人が保管する軍属船員証によれば、申立人は昭和19年8月15日、G丸の事務長として乗船したことが確認できるが、同船は陸軍徴用船であり、申立人は同船乗船中の給料がA社から支給されていたと記憶していることから、船員保険の適用については、「陸軍乙船員」としての取扱いとなる。

陸軍乙船員については、船舶所有者（この場合、A社）において、船員保険の被保険者資格取得届の手续をすることになっていたが、社会保険庁及び同社が保管する資料においては、申立人がG丸乗船期間（下船日は不明）について、同資格を取得していたことは確認できない。

さらに、A社が保管する船員個人台帳及び県が証明する履歴書によると、申立人は昭和19年11月1日に同社を休職して陸軍に入営したこと、及び20年11月30日に復員後、同年12月14日に同社に復職したことが確認できること、並びに予備船員を船員保険被保険者とする制度が同年4月1日から開始されていることから、申立期間①のうち、19年11月1日から20年4月1日までの期間については、申立人は船員保険被保険者であったと推認することはできない。

これらのことから、申立人は、申立期間①において、船員保険被保険者であったと推認することはできない。

- 3 戦時加算については、期間及び航行区域により、船員保険被保険者期間が加算されるものであるが、申立人については、申立期間①については被保険者であることの確認ができず、申立期間②のうち昭和20年4月1日から21年1月18日までの期間及び同年3月23日から同月31日までの期間については予備船員としての船員保険期間であり、申立期間②のうち同年1月18日から同年3月23日まで乗船したE丸は、陸軍の所有船舶で戦時加算該当船舶ではないことから、申立期間①及び②について戦時加算には該当しない。
- 4 申立期間④については、申立人が保管している船員手帳によれば、申立人は昭和23年9月18日にH丸を病気のため下船していることが確認できる上、A社が保管する船員保険台帳には、申立人が一身上の都合により退職し、同年10月1日に船員保険被保険者資格を喪失したことが記載されていることが確認できることから、当該期間において、申立人が同社に勤務し、保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。
- 5 申立期間⑤については、申立人から提出された昭和32年7月18日付けのI社（後のB社）の辞令により、申立人がB社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人のことを覚えている元同僚が、「申立人は、社長の車の運転も担当しており、申立人が退職した後に運転を担当する社員が入社した。」と証言しているところ、社会保険事務所が保管するB社の被保険者名簿によると、当該運転を担当する社員は、同社の厚生年金保険の新規適用日である昭和33年4月1日に被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人の退職日は同日よりも前であると推認できる上、同名簿において、同日に同資格を取得したことが確認できる被保険者38人の健康保険番号に欠番は無く、当該記録に不自然な点は見当たらない。

また、申立期間⑤のうち、昭和33年4月1日より前の期間については、

B社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であり、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 6 申立期間⑥については、D社が保管するC社の労働者名簿を見ると、申立人の雇入日は昭和56年9月18日であることが確認できる上、雇用保険の記録についても資格取得日が同日であること、及び社会保険事務所が保管する同社に係る被保険者名簿に記載されている申立人の厚生年金保険の資格取得日も同日であることが確認できることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことを確認することができない。

また、申立人が申立期間当時、C社で一緒に勤務していたとする元同僚から証言を得ることができないため、申立人の申立期間における同社での勤務状況を確認することができず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 7 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①及び④に係る保険料を、厚生年金保険被保険者として申立期間⑤及び⑥に係る保険料を、それぞれ事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日（昭和26年2月22日）及び資格取得日（同年11月1日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年2月22日から同年11月1日まで

A社に入社したが、昭和26年3月から同社B出張所へ赴任した。本社へ戻るまでの期間、同社B出張所で勤務した期間の厚生年金保険の記録が消えているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人は、A社において昭和26年1月28日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年2月22日に同資格を喪失後、同年11月1日に同社において再度資格を取得しており、同年2月から同年10月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人は申立期間においては、A社B出張所に在籍し、勤務していた期間であると主張するところ、当時の同出張所の所長は「申立人が本社から転勤してきて、再び本社へ転勤していった。」と供述している。

また、当該所長は「B出張所の給料は本社で計算し、従業員すべての厚生年金保険料が控除されていた。」としており、社会保険事務所の記録では、当時、B出張所に勤務していた申立人以外の従業員についてはすべて厚生年金保険の記録が確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（申立期間当時は、同社B出張所において勤務）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る昭和26年1月の社会保険事務所の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和26年2月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を昭和41年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年12月は2万4,000円、42年1月及び同年2月は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月21日から42年3月1日まで

昭和41年12月21日に、勤務していたB社の社長から突然、その弟が社長を務めるA社へ行くように言われた。

昭和41年12月から42年2月の給料支払明細書では厚生年金保険の保険料が天引きされているのに、厚生年金保険の被保険者期間が3か月欠落しているのはおかしい。その期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和41年12月から42年4月までの給料支払明細書により、申立人が申立期間において、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる（なお、同年2月分の給料支払明細書には保険料控除額の記載が無いが、同年3月分の同明細書における控除額が、同年2月分及び同年3月分の保険料の合計額であると推認できる。）。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該給料支払明細書の記載内容から、昭和41年12月は2万4,000円、42年1月及び同年2月は1万8,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和42年3月1日であり、申立期間には適用事業所としての記録が無い。しかし、申立人及び元同僚の証言並びに社会保険事務所が保管する

同社に係る被保険者原票の記録から、同社は、41年12月21日の時点で厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関係資料が残っていないため不明であるとしているが、事業主は、申立てに係る事業所が申立期間において強制適用事業所としての要件を満たし、適用の届出を行う必要があったにもかかわらず、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和20年5月10日に、資格喪失日に係る記録を21年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、20年5月は130円、同年6月から21年1月までは150円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年5月10日から21年2月1日まで
A社C工場に転勤していた期間の記録がありません。調査をお願いします。
(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る人事記録簿及び複数の元同僚の証言により、申立人は、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、人事記録等によると、申立期間においては、A社C工場に駐在していたことが確認できる上、同工場の元同僚の供述及び人事記録からは、申立人が申立期間において正社員として継続勤務しており、給与形態等にも変更がなかったものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における人事記録簿の記録から、昭和20年5月を130円、同年6月から21年1月までを150円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、当該機会においても社会保険事務所は喪失届を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年5月から21年1月までの分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社C工場における資格取得日に係る記録を昭和21年10月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月31日から22年1月1日まで

私は、昭和15年3月29日にA社に入社して以来、定年を迎える59年9月30日までの間、同社に継続して勤務しており、厚生年金保険料が給与から毎月控除されていたと記憶しているので、厚生年金保険の被保険者期間が欠落している申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人の人事記録から、申立人は、昭和15年3月29日から59年9月30日まで、同社において継続して勤務し（21年10月に同社D工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C工場に係る昭和22年1月の社会保険事務所の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社C工場における資格取得日に係る記録を昭和30年7月18日に、資格喪失日に係る記録を同年8月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月18日から同年8月26日まで

私は、昭和30年5月20日にA社に入社して定年退職するまで、継続して同社で勤務していた。しかし、同社D工場から同社C工場に、さらに再び同社D工場に異動した際に、厚生年金保険被保険者期間が1か月欠落している。この期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社を退職した際に同社から贈られた感謝状及び同社から提供された申立人の人事記録（写）並びに雇用保険の記録から、申立人が昭和30年5月20日から平成8年10月15日まで同社において継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間においてはA社D工場からC工場へ異動していた期間であると主張しているところ、人事記録から、昭和30年6月21日付けでC工場に配属となり、同年8月25日付けでD工場に再度配属となっていることが確認でき、申立期間当時はC工場に勤務していたものと考えられる。

また、事業主は、「継続して当社の社員であったことは確かであり、給与から保険料が控除されていたと思われる。」と供述しているが、資格得喪の届出の資料等がないことから、人事記録と社会保険の記録が相違している理由については不明であるとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間においてA社C工場に勤務

し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和30年6月のA社D工場に係る社会保険事務所の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ったとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年11月16日から同年12月6日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年11月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月20日から同年12月6日まで

平成5年9月20日に入社し、6年8月10日までA社で勤務したが、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の被保険者期間として、5年12月6日に資格取得、6年8月10日に資格喪失となっており、被保険者期間が3か月不足していることについて納得できないので、調査の上、記録を修正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人に係る雇用保険の加入記録によると、申立人は、A社において平成5年11月16日から6年8月10日まで勤務していたことが確認できる上、申立人が所持している同社に係る給料支払明細書から、申立人は、申立期間のうち、5年11月16日から同年12月6日までの期間（5年11月分）に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

- 2 一方、申立期間のうち、平成5年9月20日から同年11月15日までの期間については、申立人が所持する当該期間の給料明細書から、厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、A社は、申立期間当時の人事記録等を既に破棄しており、当時の状況は不明であるとしている上、当該期間については、申立人に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る申立期間当時の被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、平成5年9月20日から同年11月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在はB社）における資格取得日に係る記録を46年12月3日に、資格喪失日に係る記録を47年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

また、申立人は、A社において、昭和47年12月2日から48年2月6日までの期間に厚生年金保険被保険者であったとは認められないことから、当該事業所における資格取得日（47年12月2日）及び資格喪失日（48年2月6日）に係る記録を取り消す必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月3日から47年3月1日まで

私は、昭和46年11月*日に結婚し、その直後の同年12月3日から47年9月1日までの間、A社C支店に継続して勤務していたが、社会保険庁の記録によると、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落しているだけでなく、勤務した記憶の無い同年12月2日から48年2月6日までの期間に記録があるので、記録をきちんとしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は、A社において昭和47年12月2日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、48年2月6日に同資格を喪失しており、46年12月3日から47年3月1日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、B社が保管する職歴証明によると、申立人は、昭和46年12月3日にA社C支店に臨時雇として採用され、同月14日に臨時補充員となり、同月26日に普通職として任用され、47年8月31日に退職するまでの間、継続して同社に勤務していたことが確認できる。

また、D共済組合連合会が発行した申立人に係る年金加入期間確認通知書を

見ると、組合員となった時期と職歴証明における任用の時期について相違はあるものの、昭和47年3月から申立人が出産のため退職したとする同年8月までの6か月間は、共済組合の加入員であったことが確認できる。

さらに、B社によると、「申立期間当時、繁忙期のアルバイトでない限り、臨時雇や臨時雇用員であっても厚生年金保険に加入させていた。」と証言している。

加えて、申立期間当時のC支店長によると、「申立人は、申立期間について同支店に勤務していたことは間違い無く、出産を契機に昭和47年8月末で同支店を退職した後は、一度も同支店で再勤務することは無かった。」と証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められるとともに、申立人の厚生年金保険被保険者記録のある昭和47年12月2日から48年2月6日までの期間については、申立人はC支店において勤務していなかったものと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、現時点において、A社における申立人の厚生年金保険被保険者記録とされている昭和47年12月の社会保険事務所の記録及び職歴証明から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、当時の関連資料が無く不明であるとしている。しかしながら、申立期間については、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所は当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難い。このため、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年12月から47年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月1日から同年9月1日まで

私は、昭和42年5月にB社(44年7月から、A社)に入社し、45年7月末まで勤務していたが、44年7月及び同年8月の厚生年金保険の加入記録が消えている。給与明細書に厚生年金保険料が控除された旨の記載があるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述及び申立てに係る事業所が発行した昭和42年9月分から45年7月分までの給与明細書により、申立人は、申立期間において勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から、3万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和44年9月1日となっており、申立期間においては適用事業所としての記録が無い。しかし、申立人及び複数の元同僚の供述から、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、事業主も不明であるとしている。しかし、申立期間において適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から38年3月まで

私は、結婚退職後、夫が加入している国民年金に加入した。加入手続は夫が市役所で行ってくれた。当時は自営業だったので、女性の集金人が毎月自宅に来て、国民年金保険料と国民健康保険料を一緒に、夫と共に納付した。その際、厚手の1枚紙の用紙に1月から12月までの欄があり、その欄に納付ごとに丸い領収印が押されたのを覚えているので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和38年11月に払い出されていることが確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認される。したがって、申立人は、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することができるが、申立人には、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとする記憶は無い上、市役所によれば、集金人及び納付組合では過年度の国民年金保険料を収納していなかったとしている。

また、昭和37年2月ごろに申立人が加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、結婚退職後、夫が加入している国民年金に加入し、夫と一緒に国民年金保険料を納付したとしているが、申立期間について、申立人の夫も未納となっている。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1256 (事案 822 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から49年12月まで

結婚前の昭和48年2月に20歳を迎えた私の自宅に、市から職員が訪れ、国民年金への加入を強く勧められた。当時、私は、A社に見習いアルバイトとして勤めていたので、受け取る給料も少なく、自分で国民年金保険料も納付できなかったが、私の母親が加入手続きを行い、保険料も集金人に納付してくれていた。その集金人については、偶然ではあるが、私の知人の母親が同じ集金人の仕事をしており、その人と懇意にしていたBさんという人だったのでよく覚えている。最近になって、私の納付記録を調べたところ、この期間の記録が無いことを知った。当時の領収書や年金手帳は所持していないが、必ず納付しているので納付できない。

前回の審議の後で、Bさんの元同僚に連絡が取れたので聞いてみたところ、Bさんが確かに集金人であったことが分かった。元同僚に確認して再度詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号は、第3号被保険者となった昭和61年4月に払い出されていることが確認でき、このころに加入手続きが行われたものと推認され、申立期間は時効により保険料を納付できない期間となる上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことや、申立人がさかのぼってまとめて保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない、iii) 市人事課によると、申立期間当時の職員名簿にBという

推進員（集金人）の在籍は確認できないとしているとして、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成21年1月21日付けで通知が行われている。

申立人は保険料納付を示す資料として、新たに、申立期間において申立人が国民年金保険料を納付したとするBさん（既に死亡）という推進員が、市に確かに在籍していたということを当該推進員の元同僚が証言してくれるとしているが、元同僚によると、元同僚が推進員として在籍していた初期のころに、短期間であったが確かに当該推進員は在籍していたことを記憶しているものの、正確な在籍期間までは分からないと証言しており、この点について、市役所人事課へ調査の対象を申立期間の前後の期間に拡大して再調査を依頼したところ、当該推進員が昭和41年6月から43年12月までの期間に在籍していた記録が確認できたとしている。しかし、当該在籍期間は、申立期間の約4年以上前の期間であるため、当該推進員が申立期間の国民年金保険料を徴収することができたとは考え難く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から61年3月まで

私は、昭和57年1月に会社を辞めて、事業を始めた。その時既に、年金の受給資格があったが、60歳まで国民年金に加入しようと考え、退職した日の翌日の同年1月21日に市役所に行き、国民年金と国民健康保険の加入手続を行った。国民年金保険料については、妻が夫婦二人分を一緒に郵便局又は金融機関で振り込んでくれていた。

平成9年に基礎年金番号制度ができた際、妻が、年金手帳を持って、社会保険事務所に記録の統合に行ったところ、「被保険者になった日」について、「昭和57年1月21日」と書かれていたものを「昭和61年4月1日」と書きかえられ、不審に思ったが、行政にミスがあるとは思っていなかったため、その時は何も言わなかった。

ねんきん特別便が届き、記録が抜けている期間があったので、社会保険事務所に確認に行ったところ、「全期間完納しています。」と言われ、安心して帰ってきた。その後、訂正書類が届くと思っていたが、半年位たっても、何の音沙汰も無かったため、不安に思い、再度、同社会保険事務所に確認に行った。すると、今度は、申立期間の保険料は納付されていないと言われた。

一度、納付していると言われた期間が、後日になって未納と言われたこと、年金手帳の「被保険者になった日」を書きかえられた際、何の説明も無かったこと、この2点について、行政機関のずさんな対応に納得できない。また、申立期間については、加入手続を行い、保険料を納付した記憶があるので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した翌日の昭和57年1月21日に市役所に行き、国民年金と国民健康保険の加入手続を行ったと主張しているが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は62年5月に払い出されていることが確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認される。申立人の場合、この時点において年金の受給権が確保されているため、制度上、申立期間は任意加入期間となり、さかのぼって当該期間の保険料を納付することはできない上、申立人が57年1月ごろに加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料については、妻が夫婦二人分を一緒に郵便局又は金融機関で振り込んでくれていたとしているが、市が保管している被保険者名簿によると、申立期間の直後で、昭和61年4月の制度改正に伴い申立人が強制被保険者とされることにより納付が可能な昭和61年度分の保険料が、昭和62年9月8日に一括でさかのぼって納付されていることが確認でき、申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から43年2月まで

私は、国民年金の加入手続を行った時期を覚えていないが、自分が役場で加入手続を行って、自分で同役場に行って、国民年金保険料を納付していたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年8月19日に払い出されていることが確認できる。申立人は、この時点で既に38歳であり、60歳までの国民年金保険料の納付可能月数は、当時過年度保険料が納付できた期間を含め287か月となるため、国民年金の受給資格要件である300か月に13か月満たない。このため、申立人は、44年4月から46年3月までの24か月分の保険料の過年度納付を行った上で、第一回特例納付により、35歳の誕生月である43年3月までさかのぼって、同月から44年3月までの13か月分の特例納付を行ったことが考えられ、受給資格期間を満たすため納付期間を計算し、納付可能な期間をあえて残した形で特例納付した可能性を否定できない。

また、社会保険庁の記録によると、昭和60年9月5日付けの障害年金の請求に係る受給要件である国民年金保険料の納付済月数が184か月と確認できることから、障害年金の受給要件の確認時（60年9月）には、申立期間は未納期間であったことが推認される。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年12月末ごろから25年1月10日まで

私は、昭和21年12月末ごろから29年9月までA社において継続勤務し、その間、給料から厚生年金保険料を控除されていたと記憶している。しかし、社会保険事務所の記録によると、厚生年金保険について、25年1月10日以降の加入記録しか存在しておらず、入社当初からの記録が欠落しており、納得できない。

なお、私が、同社での厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和25年1月10日とされているのは、その日、地方労働委員会の立ち会いの下、同社と団体交渉を行ったことと関係していると思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人のことを記憶している元同僚のうち、昭和21年3月に入社したとする元同僚Bは、「申立人は、申立期間の始期である同年12月ごろからA社に在籍していた。」と証言しているものの、同年6月に入社したとする元同僚Cは、「私は、同社ではなく、その傍系会社で、D社に入社した。」としている。申立人も、「私は、製造に関与していた。」と、D社で勤務していたことをうかがわせる供述をしており、申立人が、申立期間の当初からA社に在籍していたかどうか定かではない。

また、社会保険庁の記録によると、元同僚B及びCは、いずれも入社から約3年後の昭和24年8月1日にA社で厚生年金保険被保険者資格を取得している（Cは同日にD社からA社に異動）上、申立人が記憶する同僚で加入記録が確認できない者もいることから、A社及びD社では、入社と同時にすべての従業員について厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、A社及び昭和26年5月に同社を買収したE社は、いずれも、申立期間に係る関連資料は現存していないとしており、申立人の勤務状況等に関する記録が確認できない。

加えて、社会保険事務所が管理するA社の被保険者名簿を見ると、申立人は昭和25年1月10日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以前に申立人の氏名は確認できない上、同名簿の整理番号には欠番が無く、当該名簿の記録に不自然な点は見当たらない。また、A社の傍系会社であったと考えられるD社、F社、G社及びH社の被保険者名簿においても、申立人の氏名は確認できない上、いずれの被保険者名簿にも整理番号の欠番は無く、申立人の記録の欠落はうかがえない。

なお、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得と、A社との団体交渉とが同日(昭和25年1月10日)であったことについて、両者の関連は不明である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 2 月 1 日から同年 11 月 1 月まで

この度、社会保険事務所の報酬訂正の調査により、平成 14 年 2 月 1 日から同年 11 月 1 日までの私の標準報酬月額の記録が、実際の報酬と相違があることが判明した。当時所属していた会社は申立期間に経営困難に陥り、報酬未払いや遅配があり、混乱していた。私としては今回の訂正について知る由も無く、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人に係る標準報酬月額については、申立人がA社を退職した平成 14 年 11 月 1 日より後の同年 11 月 22 日に、同年 2 月から同年 9 月までの分を 50 万円から 32 万円に、同年 10 月分を 50 万円から 26 万円にそれぞれ^{そきゅう}遡及して改定する月額変更処理がなされていることが確認できる。

しかしながら、申立人が提出したB健康保険組合に係る健康保険被保険者標準報酬改定通知書及びC厚生年金基金の記録からも、申立人に係る標準報酬月額については、平成 14 年 11 月 22 日に同年 2 月から同年 9 月までの分を 50 万円から 32 万円に、さらに同年 10 月分を 50 万円から 26 万円にそれぞれ^{そきゅう}遡及して改定する月変^{そきゅう}処理がなされていることが確認できる上、同厚生年金基金の保管する、当該^{そきゅう}遡及処理に係る事業主からの届出を確認すると、添付されていた賃金台帳において、ほぼ社会保険庁の記録どおりの標準報酬月額であることが確認できる。

また、元事業主は、「申立期間の役員報酬は生活給重視で支給されており、厚生年金保険料が給与から控除されていたとは記憶していない。」と証言している上、申立人は、「申立期間は事業所の経営状態が芳しくなく、事業所は、

資金繰りや債務の返済で混乱し、役員報酬は満足に支払われておらず、さらに退職前数か月については、役員報酬は全く支払われなかった。当該未払いの報酬について平成16年にD裁判所に提訴し、同年10月に勝訴するに至った。」と証言しているところ、申立人が所持する（未払報酬解消に係る）確約書によると、事業主は、同年1月から同年10月までの基本報酬の手取り予定額は合計400万円であり、同期間についての実際の変則支給済金額は180万円であることから、差引220万円の未払い報酬の債務があるということを認めており、この金額は、同裁判所の判決文写しからも確認できるなど、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていなかった可能性もうかがえる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料や周辺事情が無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 7 月 1 日から 7 年 7 月 1 日まで
代表取締役として勤務していたA社における厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額が在職時の報酬額と相違しているため、標準報酬月額の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A社については、平成 7 年 7 月 3 日に社会保険事務所において全喪の処理が行われ、同年 7 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、その翌月の同年 8 月 9 日に、申立期間のうち、6 年 7 月から 7 年 3 月までの標準報酬等級が第 30 級（最高等級）から第 4 級（法改正に伴う標準報酬等級の改訂により、6 年 11 月から 7 年 3 月までは第 2 級に該当）にさかのぼって訂正されたことが確認できる。

一方、A社の登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

ところで、申立人は、申立期間当時、社会保険料の滞納は無かったと主張しているが、社会保険事務所では当該事業所に係る滞納処分票を既に廃棄していることから、申立期間当時の保険料の滞納の有無を確認することはできない。しかしながら、仮に保険料の滞納が無かったとした場合、標準報酬等級の訂正により納付済保険料の還付があるはずであるが、申立人は「還付された記憶は無い。」としており、申立人の滞納は無かったという主張には不自然さが認められる。

また、申立人は、A社が適用事業所ではなくなった平成 7 年 7 月 1 日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日付けで、申立人が申立期間当時取締役を務めていたB社において同資格を再取得しており、申立人の被保険者記

録が連続していることが確認できる。このことから、同社における被保険者資格取得の事務処理後の同年8月9日付けで行われた、A社における申立人の標準報酬等級の変更（6年7月から7年3月まで）を社会保険事務所が勝手に行ったとは考え難い上、事業主である申立人に何らの相談も無いまま、両社の事務担当者が独断で当該手続を行ったとも考え難く、代表取締役である申立人は当該標準報酬の訂正処理に係る事業所の意思決定について一定の責任を有していたと認められる。

さらに、申立期間のうち、平成7年4月から同年6月までの標準報酬等級の変更（第30級から第1級に変更）については、社会保険事務所の記録により、全喪の届出の直前となる同年6月12日に適切に行われていることが確認でき、記録に不自然な点は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自身の標準報酬等級の記録訂正処理に職務上関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月 1 日から 56 年 8 月 31 日まで

私は、それまで勤務していた会社での給与（手取 16 万円）と同額とするという条件で、昭和 51 年 6 月に A 社に入社した。業績の好調に伴う昇給もあり、入社 1 年後には手取額が 23 万円、2 年後には 25 万円になった。

しかし、社会保険庁の記録によると、A 社ではなく、同じ事業主が経営する B 社で厚生年金保険に加入していたこととされている上、入社して 5 年強の申立期間において、標準報酬月額が一定で、実際の報酬額が反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務した覚えが無い会社の社員とされた上、実際の報酬額とは異なる標準報酬月額が決められていたと主張している。申立人の標準報酬月額については、社会保険庁の記録により、申立人は B 社において厚生年金保険被保険者資格を取得して以降、申立期間は 13 万 4,000 円と一定しており、その直後の昭和 56 年 9 月から 26 万円に倍増していることが確認できる。

しかしながら、申立人が入社したとする A 社は、昭和 47 年 7 月に設立しているものの、厚生年金保険の新規適用日は、申立期間から約 6 年後の 62 年 7 月 1 日であり、申立期間当時、厚生年金保険の適用を受けていなかったことから、事業主は、別会社として経営し、既に適用事業所であった B 社において、便宜上、申立人に被保険者資格を取得させていたことが推認できる。

また、雇用保険の記録によると、申立人は、厚生年金保険被保険者資格取得日と同じ昭和 51 年 6 月 1 日に、B 社において被保険者資格を取得しており、申立期間中の 53 年 4 月 1 日からは A 社での加入に変更されていることが確認できる。

さらに、事業主は、「B社、A社の2社から給与を支払うことは無く、B社で加入記録があるならば、A社からの給与の支給はない。」としているが、関連資料等が現存していないため、申立人に係る給与の支払元及び控除の実態が、A社とB社のいずれであるかが判別できない状況にある。

さらに、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに申立人の給与から当該保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

昭和 48 年 5 月分から同年 9 月分の厚生年金保険の被保険者記録がありません。当時、職安の紹介で同年 5 月に就業しており、この期間の国民年金保険料が還付されています。私自身は還付の申し込みをしたことはありません。給与明細書は残っておらず、会社も今はありません。調査してください。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る事業所である A 社において、昭和 48 年 5 月 1 日から 50 年 10 月 31 日まで勤務していたと主張しているが、社会保険事務所の記録によれば、48 年 10 月 1 日に同社での厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が確認できない。

また、申立人と同時期に勤務していた所在の確認できた元同僚 8 人に照会を行った結果、回答のあった 7 人のうち 4 人が申立人のことを記憶しており、申立人の勤務期間について 3 人は覚えていないものの、一人は申立人が申立期間に勤務していたと証言している。

しかしながら、その元同僚一人を含む元同僚 3 人は、「入社し、数か月から 1 年後に厚生年金保険に加入した。私も、入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日が一致していない。」とそれぞれ証言している上、元同僚の一人は、「入社後 4～5 か月してから保険料を引かれた。」と証言していることから、当時、事業主は従業員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させず、厚生年金保険料も控除していなかったことがうかがえる。

また、A 社は既に廃業しており、事業主も死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険料の控除の有無について確認することはできない上、社会保険事務所が管理する同社に係る厚生年金保険被保険者

名簿を見ても、申立期間当時の整理番号に欠番等は無く、その記録に不自然さはみられない。

さらに、申立期間である昭和 48 年 5 月分から同年 9 月分の国民年金保険料の還付記録が確認できるが、社会保険事務局は、「申立期間当時は、オンライン導入前であり、国民年金の保険料納付済期間に厚生年金保険に加入していたとする場合の事務処理は、被保険者の申出により記録を訂正し、国民年金保険料の還付処理を行っていた。申し出られた期間の厚生年金保険記録の確認を行った上で国民年金記録の訂正及び保険料の還付処理を行っていたわけではない。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無い上、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
昭和 51 年 2 月 1 日から同年 10 月 1 日までの標準報酬月額が、給与支給額より少額になっているので、調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に関する社会保険被保険者台帳には、申立期間に係る標準報酬月額が、「昭和 51 年 8 月 1 日 9 万 2,000 円、同年 10 月 1 日 13 万 4,000 円」と記載されており、いずれも社会保険事務所が保管する被保険者原票の記録と一致する。

また、申立人から提出された、申立期間に係る給与明細書の写しの「厚生年金」の欄には、標準報酬月額 9 万 2,000 円に基づく厚生年金保険料の金額が記載されている上、記載されているとおりの保険料が給与から控除されていたことを申立人も認めている。

さらに、申立人の申立期間中の各月の給与支給総額に基づき決定を行った場合の標準報酬月額は、昭和 51 年 10 月 1 日改定の同月額と同額の 13 万 4,000 円となるが、申立期間の厚生年金保険料は、標準報酬月額 9 万 2,000 円に基づく金額が控除されていることから、申立人の主張を認めることはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 3 月 30 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 26 年 3 月 1 日から 28 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 17 年 10 月に A 社に入社し、19 年 10 月に軍に召集され、21 年 4 月に B 港に上陸し、その後も同社において継続勤務していた。

また、昭和 26 年 2 月 14 日に、C 社に入社したが、厚生年金保険の資格取得日が 28 年 2 月 1 日になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 17 年 10 月に A 社に入社し、19 年 10 月に軍に召集され、21 年 4 月に B 港に上陸した後も継続して同社に勤務していたとしているところ、申立人が記憶する同社の寮で一緒であったとする元同僚によると、「申立人から、社会保険庁の記録のように、いったん退職し、再就職したとは聞いたことが無かった。」と証言している。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、当該元同僚は、申立期間①以降に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人は、召集解除後、A 社に復職した時期は分からないとしており、B 港からはいったん実家に戻り、1 か月くらいは実家で過ごしたとしていることから、申立期間①について同社で勤務していたとは推認し難い。

また、A 社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、その備考欄には、「該 19. 10. 1」及び「不 21. 3. 30」と記載されていることが確認できる。このことについて、社会保険事務所によると、「該」については、軍による召集等のため、保険料免除者に該当し、「不」については、免除の該当者でなくなったことを記載しているのではないかとしている上、県が保管する申立人の兵籍資料によると、「昭和 19 年 10 月 15 日に召集、

21年3月14日B港上陸、同日召集解除」と記載されており、その期間がほぼ一致している。これらのことから、同社は、19年10月1日付けで申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届を提出するとともに、申立人の軍歴期間について、旧厚生年金保険法第59条の2の規定に係る届出も行い、保険料を免除していることが推認でき、その適用要件に該当しなくなった21年3月において、申立人の被保険者資格を喪失させたものと考えられる。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人が昭和21年6月1日にA社で厚生年金保険被保険者資格を再取得した際には、19年10月1日に被保険者資格を取得した際の厚生年金保険記号番号とは異なる記号番号により取得していることが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、21年6月1日に申立人を含む231人が被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社は、その時点において従業員を一括して厚生年金保険に加入させたものと考えられる。

- 2 申立期間②について、申立人は、昭和26年12月及び27年11月に撮影された職場の記念写真を所持していること、及び元同僚の証言から、当該期間において、C社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、C社は、昭和28年2月1日付けで、初めて厚生年金保険の適用事業所になったとされており、申立期間②当時、厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は確認できない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人が申立期間②当時に勤務していたと記憶する元同僚3人についても、申立人と同様に、C社の厚生年金保険の新規適用時の昭和28年2月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月30日から31年8月1日まで
A社をやめた後、約6年間、B社に勤めました。その間、同社の寮で過ごしました。大きな手術をして、健康保険を使いました。その間12か月間の年金記録しか無いことに納得できないので、調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、申立人が申立期間においてB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、B社の厚生年金保険の新規適用は昭和31年8月1日であることが確認できる上、同社が保管する「資格取得届及び標準報酬決定通知書」を見ると、同社の新規適用日である同年8月1日に、申立人を含め事業主以下8人が厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、厚生年金保険の新規適用までの期間の保険料控除については、元同僚は、「当初、個人事業であったので厚生年金保険の記録は無いものと思っていました。年金記録については納得しています。もちろん、厚生年金保険の新規適用まで、厚生年金保険料は控除されていなかったと思います。」と証言していることから、申立期間については厚生年金保険料を控除されていなかったと推認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月 21 日から同年 3 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 6 月 14 日付けでA社に入社し、47 年 2 月 28 日に退職するまでの間、継続して同社に勤務しており、私が所持している当時の給与明細書を見ると 46 年 11 月から 47 年 2 月までの 4 か月の給与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、社会保険庁の記録によると、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 6 月 14 日から 47 年 2 月 28 日までの間、A社において継続して勤務していたとしているが、申立人が所持する 47 年 2 月分の給与明細書（同年 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間）を見ると、厚生年金保険料の控除額の記載は確認できるものの、本給の支給は無く、失業保険及び所得税の控除も行われていない上、同年 1 月 21 日から同月 29 日までの 8 労働日数に対し日額 1,800 円で給与が支給されていることが確認できることから、申立人は、1 月 21 日から 8 日間、勤務形態を変えて勤務していたものと考えられる。

また、申立人が所持する失業保険金受給資格者証を見ると、受給期間満了日欄には、昭和 48 年 1 月 29 日と記載されていることが確認でき、公共職業安定所によると、当該満了日は、離職日の 1 年後であるとしていることから、申立人がA社を退職したのは、47 年 1 月 29 日であると認められる。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人はA社に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和 46 年 11 月 1 日に取得しており、申立人が所持する 46 年 11 月分の給与明細書を見ると、厚生年金保険料の控除が確認できることから、同社における給与からの厚生年金保険料の控除は、当月控除であったことが確認できる。

したがって、申立人が所持する昭和 47 年 1 月及び 2 月分の給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額は、両月分に係るものとして事業主が控除したことになるが、厚生年金保険法第 19 条第 1 項によると、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされている。また、同法第 81 条第 2 項によると、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。これらのことから判断すると、被保険者資格を喪失した月である同年 1 月分及び喪失後の同年 2 月分の厚生年金保険料が控除されていたことをもって、両月を申立人の厚生年金保険被保険者期間とすることはできず、申立人の同年 1 月及び同年 2 月支給の給与から控除された各月分の厚生年金保険料については、事業主が誤って控除したものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月ごろから 46 年 9 月ごろまで

私は、昭和 42 年 4 月ごろから 46 年 9 月ごろまで、A 社が経営していた店に勤務していたが、社会保険庁の記録によると、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いとされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 4 月ごろから 46 年 9 月ごろまで、A 社が経営していたとする店に勤務していたとしているところ、申立人は B 資格を取得したとしていること、及び同店の元従業員の証言により、申立人が当該店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する C 社（A 社の厚生年金保険適用事業所名）に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において当該事業所で被保険者資格を有している元従業員 5 人から聞き取りを行ったが、申立人を記憶している者は無く、当時の事業主も既に亡くなっており、申立期間当時の状況について確認を行うことができない。

また、上記名簿により確認できた元従業員によると、「申立人が勤務していたとする店は、A 社が経営していたものではなく、事業主の妻が経営する店ではないかと思われる。」と証言しており、社会保険庁の記録によると、申立期間当時、i) 店を経営していたとする事業主の妻は、C 社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していない上、他の被用者年金制度に加入したとする履歴も確認できないこと、ii) 申立人が記憶する店の名称の適用事業所については確認できないことから、申立人が、同社に係る厚生年金保険の被保険者及び申立てに係る店を適用事業所とする厚生年金保険に係る被保険者であったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的には判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月5日から同年4月1日まで

私は、昭和21年1月5日から26年8月28日までの間、A社において勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和21年1月5日から26年8月28日までの間、A社において継続して勤務していたとしているところ、申立人が27年2月28日付けで作成した履歴書の記載内容から、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が記憶する二人の元同僚は既に亡くなっており、社会保険庁の記録によると、このうち一人はA社での厚生年金保険被保険者となっておらず、もう一人は申立期間以降に被保険者資格を取得していることが確認できる上、同社は、既に廃業しており、当時の事業主の連絡先も不明であるため、申立期間当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立人と同様に昭和21年4月1日付けでA社において厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員によると、「私は同年2月にA社に入社したが、同年4月1日に会社から厚生年金保険に加入すると言われた記憶がある。」としている。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和19年7月1日に労働者年金保険の適用事業所となっていることが確認できるが、社会保険事務所によると、適用時期から申立期間までの同名簿は残っていないとしており、同社に係る最も古い同名簿を見ると、

21年4月1日付けで申立人を含む71人の従業員が被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社は、その時点において従業員を一括して厚生年金保険に加入させたものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 900

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から28年9月1日まで

私は、昭和26年4月から28年8月末まで、A社に勤務していた。申立期間の厚生年金保険被保険者記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和26年4月1日にA社(現在は、B社)に入社し、28年8月末まで臨時工として勤務したとしているが、B社C事業所によると、同社が保管する従業員名簿においては、申立人の知人であり、申立期間当時、同社に勤務していた元従業員(正社員)4人の氏名及び厚生年金保険加入記録は確認できるものの、申立人の知人の証言により、申立期間当時、同社の臨時工であったとみられる者及び申立人に係る記録については確認できず、申立人の同社における在籍を確認することができないとしている。

また、B社C事業所の現在の事務担当者は、「仮に申立人が当社に勤務していたとしても、厚生年金保険に加入していない場合には、給与から保険料を控除していないと思われる。」としている。

さらに、申立人は、A社の申立期間当時の勤労課長の氏名を記憶していたが、同課長は既に死亡している上、同社において申立人と同じ臨時工であった元同僚の氏名を記憶していないため、申立人の当時の勤務状況等を確認することができず、ほかに、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について推認できる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 901

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 5 月 10 日まで

私は、昭和 33 年 3 月に学校を卒業して A 社に就職した後、B 社に入社したのに、社会保険庁の記録では A 社の厚生年金保険の記録が無いことになっている。確かに就職して厚生年金保険に加入した。同社で勤務中に足を怪我した際に、会社の健康保険証を使って病院へ通ったことを覚えている。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

詳細な申立内容及び元事業主の証言から、申立人が申立期間において、A 社に在籍していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、A 社の厚生年金保険の新規適用は昭和 37 年 7 月 1 日であることが確認できる上、元事業主は、「申立期間については、私の父が代表取締役就任し、勤務した期間であり、父が当時どのような健康保険制度に加入していたかは覚えていないが、事業所は、37 年 7 月 1 日に厚生年金保険の新規適用を受けており、申立期間には、厚生年金保険制度に加入しておらず、給与から厚生年金保険料は控除していなかった。」と回答している。

また、元事業主は、「事業所を昭和 56 年 2 月に解散した後、当時の記録や資料等は処分している。」と回答している上、申立人は、申立期間当時の元同僚等の氏名を覚えていないことから、当時の状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無い上、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 7 月 30 日から同年 9 月 1 日まで
昭和 28 年 7 月 30 日から A 社に勤務し始めた。厚生年金保険の被保険者記録としては同年 9 月 1 日からしかない。社会保険庁の記録が正しいのであればその根拠を示してほしい。公正かつ納得のいく善処をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している退職金明細書及び A 社(現在は、B 社)の人事記録により、申立期間において申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同時期に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員を把握し、所在が確認できた元従業員 14 人に対して照会を行った結果、回答があった 11 人のうち 5 人が自身の入社日を記憶しており、これらの者は、「入社日の 1 か月から 6 か月後に同資格を取得していた。」と証言している上、複数の者が、「当時は見習い期間があり、当該期間においては社会保険に加入していなかった。」旨の証言をしている。

また、B 社が保管する厚生年金保険被保険者資格取得届の控えを見ると、申立人の厚生年金保険加入期間は、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録と一致する。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 903

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月1日から20年8月31日まで

私は、高等小学校在学中、学徒動員により教師に引率され、A工場内のB社に勤務していた。

この時の厚生年金保険の加入記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその学友は、申立期間当時、C国民学校高等科（現在は、D小学校）の生徒で、共に、「学徒動員により、B社で働いていた。」としており、勤労働員学徒として勤務したことは推認される。

しかしながら、申立人の学友は、「学徒動員の時は、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と証言しており、当該学友については、申立期間当時の厚生年金保険被保険者記録は無い。

また、B社によると、現在同社が保管する当時の資料において、申立人が同社に在籍していたことは確認できないとしている。

なお、学徒の勤労働員が通年化された後の昭和19年5月には、勤労働員学徒は労働者年金保険の被保険者には該当しない旨が労働者年金保険法施行令（16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（19年5月29日）に明文化されている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年10月1日から32年9月30日まで
② 昭和34年7月1日から35年4月30日まで

私は、昭和31年10月に、A社B事業所に季節工として入社し、12か月間勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。当時、ハガキ大の保険証を持っていたが、紛失してしまった（申立期間①）。

また、昭和34年7月にも、A社B事業所に季節工として入社し、12か月間勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録は、このうちの最後の2か月しか無いので、調査の上、記録を訂正してほしい（申立期間②）。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立期間①及び②のいずれにおいても、申立人がA社B事業所に季節工として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、「季節工及び臨時工については、2か月を超えて勤務していた者に限り、昭和35年5月1日から健康保険及び厚生年金保険に加入した。」としている。また、申立期間①当時の複数の元従業員は、「季節工から正社員になった時に初めて厚生年金保険の被保険者になった。」と証言しており、申立期間②当時の元同僚は、「当時は、季節工で、日雇い労働者健康保険手帳を所持していた。」と証言している。これらのことから、当該事業所は、申立期間①及び②において、季節工については厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は昭和35年5月1日に被保険者資格を取得していることが確認できるものの、申立期間①当時においては、申立人の氏名の記載は無

い上、その当時の整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落はうかがえない。また、申立期間②については、当該事業所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、当該事業所は、申立人について、社会保険庁の記録どおり、35年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格取得届を行い、同年7月31日に資格喪失届を行ったことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 8 月 1 日から 35 年 9 月 1 日まで

私は、平成 20 年に社会保険事務所で年金記録を確認した際、A社での厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受給したことになっていることを初めて知ったが、そのようなお金は受け取った覚えは無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、i) A社に係る社会保険庁の記録において、申立人が厚生年金保険被保険者であった昭和 30 年 8 月 1 日から 35 年 9 月 1 日までに、同被保険者であった 44 人（申立人を除く。）のうち、脱退手当金の支給要件を満たしていた 6 人（女性 4 人、男性 2 人）中 4 人（女性 2 人、男性 2 人）について脱退手当金の支給記録が確認でき、4 人全員が資格喪失日から 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていること、ii) 当時は通算年金制度創設前であったことなどを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 35 年 10 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 906

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年6月から26年8月まで
② 昭和26年9月から27年12月まで

私は、昭和24年6月から26年8月まではA社に勤務しており、当時、給料袋の表に健康保険と厚生年金保険の保険料の合計が記入されていて、給料から控除されていたことを覚えている。

また、昭和26年9月から27年12月まではB社で勤務していた。

いずれの期間についても、厚生年金保険の加入記録が無くなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、複数の元同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、元同僚のうちの一人は、「当時、現場の中心となる仕事をしていて、保険料を負担したくないために厚生年金保険に加入していなかった。自分が事務担当をするようになった昭和31年8月に、全員を社会保険に加入させた。」と証言しており、他の複数の元同僚も、「勤務形態が同じであっても、社会保険に加入しない従業員もいた。」と証言している。このことから、A社では、申立期間①当時、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名は記載されていない上、申立期間①における同名簿の整理番号に欠番は無く、当該名簿の記録に申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

2 申立期間②については、複数の元同僚の証言から、申立人がB社に勤務し

ていたことは推認できる。

しかしながら、上記の複数の元同僚の証言及び商業登記簿により、当該事業所は、昭和 29 年 1 月 26 日に C 社として法人化していることが確認でき、社会保険庁の記録によると、同社の厚生年金保険の新規適用日は同年 5 月 1 日であり、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であることが確認できる。

また、複数の元同僚は、「会社が法人化された後で、厚生年金に加入した。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管している C 社の健康保険厚生年金被保険者名簿によると、代表取締役のほか、上記元同僚を含む 13 人が、厚生年金保険の新規適用日である昭和 29 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに申立人の給与から当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。